個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル	
2	行政機関等の名称	三重県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、桑名警察署、いなべ警察署、四日市北警察署、四日市南警察署、四日市西警察署、亀山警察署、鈴鹿警察署、津警察署、津南警察署、松阪警察署、大台警察署、伊勢警察署、鳥羽警察署、尾鷲警察署、熊野警察署、紀宝警察署、伊賀警察署、名張警察署	
4	個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
5	記録項目	１拾得区分、２受理番号、３受理方法、４受理日時、５受理警察署、６受理交番等、７公告の有無、８公告年月日、９取扱職員、10拾得日時、11拾得場所、12拾得者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、13届出者続柄、14届出者氏名、15拾得者権利区分、16拾得者氏名等告知同意区分、17施設占有者整理番号、18施設占有者名称・所在地・連絡先、19施設占有者交付受理日時、20施設占有者権利区分、21施設占有者氏名等告知同意区分、22警察からの返還連絡、23物件（現金・物品）、24保管場所区分、25特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、26移送先警察署、27移送年月日、28保管委託年月日、29保管委託先氏名（名称）、30鑑査依頼年月日、31埋蔵文化財認定年月日、32任意提出年月日、33還付年月日、34遺失者連絡状況、35遺失者判明年月日、36遺失者連絡日時、37遺失者連絡方法、38遺失届受理番号、39遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、40払出区分、41払出年月日、42払出先氏名（名称）、・住所（所在地）・連絡先	
6	記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）	
7	記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続き	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）　三重県警察本部警務部会計課 （所在地）津市栄町一丁目１００番地	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－	
12	個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐　有　　☑　無	☐法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受	（名称）　三重県警察本部警務部会計課	

	ける組織の名称及び所在地	（所在地）津市栄町一丁目１００番地
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
18	備考	